

# 三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業 補助金制度のご案内



三郷市マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」

三 郷 市  
クリーンライフ課 環境保全係  
TEL 048-930-7716

平成31年4月

## ～ 概 要 ～

### 【制度概要】

市では、飼い主のいない猫の繁殖の抑制を図り、地域の良好な生活環境の形成に資するため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる個人に対し、予算の範囲内において補助金を交付いたします。

※申請は1月につき、1人1回となります。(申請1回につき5匹まで申請可能)

### 【補助対象者】

現に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法の規定により本市に記録されている者で飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる個人

### 【補助経費】

不妊・去勢手術いずれも1匹につき5,000円

手術費用が5,000円に満たない場合は、手術にかかった費用が上限

### 【補助対象猫】

市内に生息し、所有者がいないことが明らかである猫

### 【申請期間】

平成31年4月1日から令和2年2月中旬頃まで

※申請年度の3月1日まで(土日の場合、前の金曜日)に実績報告が完了のこと

※予算枠に達した時点で受付終了

### 【受付窓口】

三郷市クリーンライフ課環境保全係

※郵送申請は不可

### 【誓約事項】

実施にあたり、以下の内容についてお約束いただきます。

- ①猫の手術は、首輪や名札等所有者を明示するものがなく、明らかに飼い主のいない猫に限ること。
- ②飼い主のいない猫を手術のために収容する際は、飼い猫を誤って収容しないよう周辺住民に周知活動を行うこと。
- ③猫に飼い主がいた場合、手術の実施前後において発生する責任問題について、自らの責任で解決すること。
- ④手術には、猫の耳カット(獣医師による片方の耳の先端をV字に切除する手術)も含めて行うこと。

### 【その他】

捕獲器具を設置する場合は、必ず設置場所の管理者の許可を取ってください。

## ～申請の流れ～

### 【申請方法】

市所定の申請用紙に必要事項を記載し資料添付の上、窓口にて提出してください。

注1 **申請は1月につき、1人1回となります。**

※申請1回につき5匹までに申請可能です。

注2 手術済の猫は補助対象外です。

(手術前申請となります。)

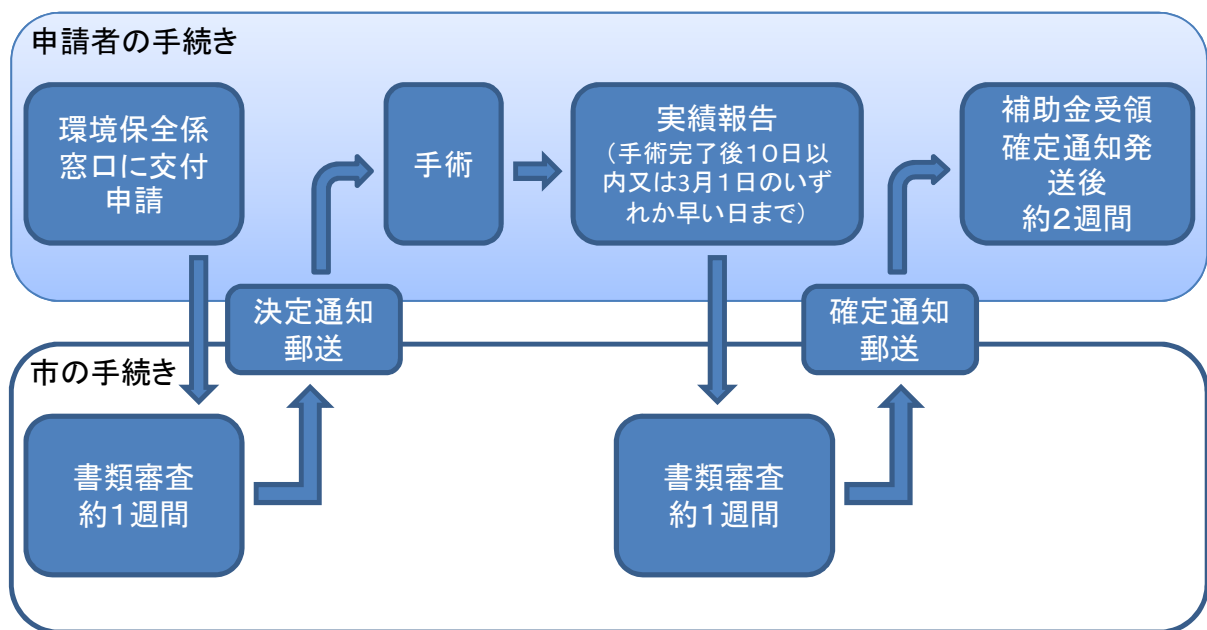
注3 申請時に書類が揃っていない場合、受付いたしません。

注4 **手術は交付決定後に開始してください。**

注5 申請は直接窓口にお越しください。

※郵送による申請不可

### 【手続きの流れ】



注1 交付決定後の変更や確定後の中止・廃止には、市長の承諾が必要となります。無断で変更された場合、補助金の取消・返還をしていただきます。

注2 手術を実施した場合、市が実施するアンケート調査等、ご協力いただく場合があります。

## ～ 交付申請手続き～

### 【交付申請に必要な書類】

#### 三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業補助金交付申請書(様式第1号)

※申請書の印鑑は浸透印（シャチハタ等）不可となります。

※郵送での申請受付はいたしません。

#### ○添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業実施に関する誓約書（様式第3号）  
※誓約書の印鑑は浸透印（シャチハタ等）不可となります。
- (3) 捕獲器具を使って猫を捕獲する場合は、当該捕獲器具の設置場所を示す書類（地図・案内図等）  
※当該捕獲器具の設置場所が、申請者の所有する土地でないときは、捕獲器具を設置することに関する当該土地の所有者の同意書（自由書式）も必要となります。
- (4) その他市長が必要と認める書類  
※必要書類がある場合は別途指定します。

### 【必ずお読みください】

※交付決定前に手術を開始している猫への補助はいたしません。

※手術済の猫への補助はいたしません。

※要綱に違反した場合、補助金を交付できません。

※申請者が市内に居住していることを確認させていただきます。

## ～ 実績報告～

### 【実績報告に必要な書類】

#### 三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業補助金実績報告書(様式第8号)

※申請書の印鑑は浸透印（シャチハタ等）不可となります。

※郵送での申請受付はいたしません。

#### ○添付書類

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 手術前後の写真
  - ※手術前、手術後の写真（白黒不可）はそれぞれ同一写真を2枚ずつ提出すること
  - ※手術後の写真については、耳がカットされていることが確認できる写真であること
  - ※猫の特徴が判別できる写真を提出すること
- (3) 動物病院が発行した手術に係る領収書の写し
  - ※手術にかかった費用の支払日が明記されていること
- (4) その他市長が必要と認める書類
  - ※必要書類がある場合は別途指定します

### 【必ずお読みください】

※手術完了後すべての書類を揃え、手術費用の支払い完了後10日以内又は申請年度の3月1日(土日の場合、前の金曜日)いずれか早い日までに市へ実績報告をして下さい。期限を過ぎた場合、交付決定を取り消します。

## 三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖の抑制を図り、地域の良好な生活環境の形成に資するため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる個人に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三郷市補助金等交付規則（昭和53年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術（手術済の猫であることを識別するための処置を含む。）で獣医師が行うものをいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術（手術済の猫であることを識別するための処置を含む。）で獣医師が行うものをいう。
- (4) 不妊・去勢手術 不妊手術又は去勢手術をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（第6条において「補助対象者」という。）は、第6条の規定による交付申請をするとき現に市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に記録されている者で飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせるものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要する経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の額とし、1匹につき5,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)

は、不妊・去勢手術を実施する前に、三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 事業実施に関する誓約書(様式第3号)

(3) わなを使って猫を捕獲する場合は、当該わなの設置場所を示す書類(当該わなの設置場所が申請者の所有する土地でないときは、わなを設置することに関する当該土地の所有者の同意書を含む。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請に当たっては、原則として、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 申請は1月につき1回までとすること。

(2) 不妊・去勢手術の実施予定件数は、1回の申請につき5件までとすること。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、当該交付決定に係る内容を変更するときは、三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 補助決定者は、当該交付決定に係る事業を中止し、又は廃止しようとするときは、三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業(中止・廃止)申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更又は中止若しくは廃止の可否を決定し、三郷市飼い主のいない猫の不

妊・去勢手術事業変更等（承認・不承認）決定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

（状況報告）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、事業の取組状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助決定者（前条第3項の規定により当該事業の廃止の承認を受けた者を除く。）は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の完了後10日以内の日又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに、三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業実績報告書（様式第8号。次条において「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第9号）

(2) 不妊・去勢手術前後の写真（手術済の猫であることを識別するための処置が確認できるもの）

(3) 動物病院が発行した不妊・去勢手術に係る領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、当該実績報告書に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業補助金交付請求書（様式第11号）により、この補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 市長は、補助決定者が虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。



- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、三郷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術事業補助金返還命令書（様式第12号）により、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に交付された補助金を返還しなければならない。  
（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。